

輸入通関事務処理体制について

蔵関第 247 号
平成 12 年 3 月 31 日
改正 蔵関第 652 号
平成 12 年 8 月 10 日
改正 財関第 4 号
平成 13 年 1 月 6 日
改正 財関第 255 号
平成 13 年 3 月 28 日
改正 財関第 253 号
平成 14 年 3 月 31 日
改正 財関第 420 号
平成 19 年 3 月 31 日
改正 財関第 893 号
平成 19 年 6 月 29 日
改正 財関第 346 号
平成 20 年 3 月 31 日
改正 財関第 1413 号
平成 20 年 12 月 2 日
改正 財関第 163 号
平成 22 年 2 月 17 日
改正 財関第 411 号
平成 23 年 3 月 31 日
改正 財関第 615 号
平成 24 年 6 月 15 日

輸入通関事務の基本的な処理体制を下記のとおり定め、平成 12 年 4 月 1 日から実施することとしたので了知されたい。

記

第 1 基本的な審査方法等

I 審査方式

輸入申告、輸入許可前貨物引取承認申請、蔵入承認申請、移入承認申請、総保入承認申請、蔵出輸入申告、移出輸入申告又は総保出輸入申告（以下「輸入申告等」という。）の審査は、「通常審査」、「重点審査」及び「簡易審査」の 3 方式とする。

通常審査及び重点審査は、「事前審査」と「事後審査」とに区分して実施

し、原則として事前審査の終了をもって貨物の輸入を許可するものとする。

II 受付管理事務

1 輸入（納税）申告書等（輸入申告等に係る申告書及び申請書を含む。以下「申告書」という。）及び仕入書その他の申告の内容を確認するために必要な書類（以下「仕入書等」という。）が担当部門に提出された際には、通関担当統括審査官（統括審査官が置かれていない官署にあってはこれに代わる者としてあらかじめ指定された者）又はその命を受けた者（以下「統括官等」という。）は、申告書に記載すべき事項がすべて記載されているか否か及び申告書の必要部数及び必要な添付書類の有無を確認（引取申告（特例申告貨物（関税法第7条の2第2項に規定する特例申告貨物をいう。以下同じ。）に係る輸入申告をいう。以下同じ。）が行われた場合にあつては、特例輸入者（同条第1項に規定する特例輸入者をいう。以下同じ。）又は特例委託輸入者（同項に規定する特例委託輸入者をいう。以下同じ。）であるか、保全担保（同法第7条の8第1項の規定により提供された担保をいう。以下同じ。）の要否（担保の提供を命じられた者であるか）及び提供の有無を確認（保全担保の要否及び提供の有無は収納課（収納課が設置されていない税関官署にあっては、収納事務を担当する部門若しくは担当職員をいう。以下同じ。）に確認する。））の上、次の事務を行う。

- (1) 通常審査扱い、重点審査扱い又は簡易審査扱いの決定
- (2) 貨物確認（他法令の該非の確認、関税分類、知的財産侵害物品の認定等輸入申告についての適正な審査を行うための輸入申告に係る貨物の確認をいう。以下同じ。）の要否の決定
- (3) 審査（貨物確認）ポイントの指示
- (4) 経済連携協定において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の限度額を管理するための品名、申告価格等の確認（引取申告の場合を除く。）
- (5) 各審査担当者への申告書の配付（原則として受理の都度行うものとする。）

2 受付管理事務のうち、申告書に記載すべき事項がすべて記載されているか否か及び申告書の必要部数並びに必要な添付書類の有無等形式要件の確認は、税関の事情により同一職員が行っても差し支えない。

III 審査事務

1 事前審査

事前審査においては、次に掲げる事項の審査を行う。

(1) 引取りに関する事項の審査

イ 関税法第67条に基づく輸入申告の形式要件のうち、品名、数量及び価格に関する項目の確認

ロ 関税法第69条の11、同第70条、同第71条に基づく輸入許可等の要件に関する審査

なお、関税法第70条に基づく他法令の確認に係る審査は、原則として他法令の許可書、承認書等により行い、貨物の種類、輸出国、数量等からみて当該許可書、承認書等の内容に疑義がある場合には、輸入者から追加的な説明又は資料の提出等を求め、当該疑義の解明を図るものとする。更に、引取申告の場合において、輸入者が他法令手続を不要と判断した申告であっても、申告された貨物の品名等により当該手続の必要性について疑義がある場合には、輸入の許可の判断のため仕入書等の提出を求め疑義の解明を図るものとする。

(2) 納税に関する事項の審査

イ 関税法第7条に基づく納税申告の形式要件に関する審査

ロ 輸入申告等に際して提出される書類、税関の保有する資料等により確認することが可能な申告価格、品目分類、減免税適用等についての妥当性に関する審査

なお、妥当性に関する審査に当たっては、手持ちの価格資料、事前教示回答書等の情報・資料を十分に活用するものとする。

また、適用税番については、原則として輸入申告等された税番により処理することとし、当該税番が一見明白な誤りである場合には、輸入者に理由を十分説明した上で訂正させる。

ハ 関税法第12条の2に基づく過少申告加算税の賦課に関する審査

申告書に記載された納付すべき税額が過少であることが判明した場合には、担当部門の統括審査官の確認を得たうえで、輸入者等に対して修正申告（関税法第7条の14第2項に規定する補正による修正申告）をしようようするとともに、加算税の賦課対象となり得ること並びに加算税が賦課される場合には、後日賦課決定通知書及び納付書が輸入者宛に送達されることを口頭により通知し、申告書の税関記入欄等に当該通知をした旨を記録する。

ニ 前記イからハに掲げる事項を審査するうえで必要な場合には、後記第2の規定により貨物確認（分析）を行う。

なお、引取申告の場合にあっては、納税に関する事項の申告がないことから上記イ及びロの審査は原則として行わないが、申告された貨物の品名等の内容を確認する必要があると認められる場合には、後記第2の規定により貨物確認（分析）を行う。

(3) 重点審査

統括官等が、各種情報等を総合的に勘案し、重点審査をすべきものとして抽出した輸入申告等については、前記(1)、(2)及び後記3に準じて事前審査又は、事後審査を行うほか、必要に応じ通関情報総合判定システム、各種資料、情報を活用し、深度ある審査を行うものとする。

2 事前審査実施上の留意事項

(1) 次に掲げる貨物にあっては、原則として事前審査の段階で納税に関する事項の審査を完了しておくものとする。

- イ 申告価格の妥当性に著しく疑義のある貨物
- ロ 過去の輸入状況等からみて、特に慎重な審査を行うことが必要な貨物
- ハ その他特に慎重な審査を行うことが必要なものとして税関長が指定した貨物

- (2) 審査担当者は、審査の過程において問題が複雑又は困難なため審査終了までに長時間を要すると認められる場合、通常審査扱いとして配付を受けたものについて申告内容等から重点審査を行う必要があると認められる場合、貨物確認を実施しないものについて貨物確認を行う必要があると認められる場合及び貨物確認方法等を変更する必要があると認められる場合等には、その旨を統括官等に報告するものとする。
- (3) 前記(2)の報告を受けた統括官等は、その処理方法について適切な指示を行うものとする。
- (4) 疑義の解明等を事後審査に委ねる場合には、必要に応じ、最少限の見本等を採用しておくものとする。
- (5) 事後審査（調査部門において行うものを除く。）を行う場合には、その旨を申告書（原本、許可書用）の税関記入欄に表示するものとする。

3 事後審査

- (1) 事後審査は、通関部門又は調査部門において行うものとし、納税に関する事項について、事前審査により摘出した疑義の解明及び審査未了のまま事後審査に委ねられた事項に係る疑義の摘出と解明を行う。なお、通関部門における事後審査は、後記(2)～(5)により処理することとする。
- (2) 原則として事前審査を担当した部門において行うものとし、当該審査を担当した者がこれに当たるものとする。ただし、統括官等は、必要に応じ当該審査担当者以外の者にこれを行わせることができるものとする。
- (3) 輸入の許可後に行うことを原則とし、事前審査終了後1か月以内に完了することを目途とする。ただし、事前審査終了から貨物の輸入の許可までが長期間にわたる場合には、適宜収納課（部門）から申告書等関係書類を取り寄せ、事後審査を開始して差し支えないものとする。
- (4) 事後審査の結果、申告に係る税額等の計算が適正でないと認められるときは、輸入者等に当該理由を十分説明するものとする。これにより輸入者が修正申告を行った場合には、これを認めるものとするが、輸入者が修正申告をしない場合には、更正を行うものとする。
- (5) 統括官等は、品目分類に関する疑義の解明に当たっては、必要に応じ、関税鑑査官と協議するものとする。
- (6) 事後審査対象申告（調査部門が行うものを除く。）については、事後審査の対象となった理由別に整理し、処理状況を毎月業務部長へ報告

するものとし、事前審査終了から事後審査終了までに1か月以上を要した事案については、同報告に際し理由を付すものとする。

第2 貨物確認事務等

- 1 他法令の該非の確認、関税分類、知的財産侵害物品の認定等輸入申告についての適正な審査を行うため、輸入申告に係る貨物と申告内容との同一性の確認等必要な貨物確認は十分行うものとする。
- 2 税関検査場へ貨物を搬入させることが物理的に困難又は不適当な場合、蔵置場所において貨物の蔵置状況を全体的に把握の上確認する貨物の指定を行う必要がある場合その他確認すべき貨物の蔵置場所において貨物確認を行うことが適切であると認められる場合には、当該貨物の蔵置場所において貨物確認を行う。
- 3 税関検査場へ貨物を搬入させることが容易であり、かつ、税関検査場で貨物確認を行うことによって支障なくその目的を達せられる場合には、税関検査場において貨物確認を行う。
- 4 少量の見本の確認（以下「見本確認」という。）によって支障なく貨物確認の目的を達せられる場合には、見本確認を活用することとする。
- 5 統括官等は、関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）67-1-8の規定に基づいて貨物確認を行う貨物の指定を行うものとし、指定に当たっては貨物確認を行う職員に対して貨物確認のポイント及び要領を的確に指示することとする。
- 6 貨物確認を実施するに当たっては、輸入者又は通関業者の立会いを求めることとする。

第3 引取申告に係る貨物の輸入許可及び輸入許可後の処理

1 輸入の許可までの処理

事前審査及び貨物確認（監視部（官署にあっては検査担当部門）による検査が行われる場合には当該検査）を終了したときは、輸入（引取）申告書（特例申告貨物に係る輸入申告書をいう。以下同じ。）及び関係書類を収納課に回付し、収納課において輸入を許可したときは、収納課から審査担当部門に輸入（引取）申告書（原本）及び関係書類を返付させることとする。

2 輸入許可後の処理

統括官等は収納課より返付を受けた輸入（引取）申告書及び関係書類を特例申告書（関税法第7条の2第1項に規定する特例申告書をいう。以下同じ。）が提出されるまで一般の申告書（輸入（引取）申告書以外の申告書をいう。）と区別して保管する。

第4 特例申告書の受理等

1 特例申告書の受理

統括官等は、特例申告書が提出されたときは、特例申告書が提出期限内に提出されているか、提出先税関が正しいか、特例申告書及び納付書に記載すべき事項がすべて記載されているか、特例申告書の際に提出すること

とされている書類が添付されているかを確認の上、不備がない場合にはこれを受理する。また、関税法基本通達7の2-3に規定する特例申告書及び添付書類の回付に際しては、前記第3の2により保管している輸入（引取）申告書を併せて回付する。

なお、本関以外の官署において輸入許可を受けた特例申告貨物に係る特例申告書が本関に提出された場合にあっては、本関の統括官等は、輸入を許可した官署の通関部門に「特例申告書を受理した」旨を確実に通報するとともに、当該特例申告書を収納課に回付し、輸入を許可した官署の統括官等は前記第3の2により保管している輸入（引取）申告書の写しを本関の収納課に回付する。

2 特例申告が行われない場合の処理

前記第3の2により輸入（引取）申告書（原本）を保管している通関部門は、毎月初めに特例申告貨物で輸入の許可を受けたものについて、特例申告書の提出期限内に特例申告書が提出されていないものを把握し、当該申告書を提出すべきであった特例輸入者又は特例委託輸入者に対して、期限後特例申告書（関税法第7条の4第2項に規定する期限後特例申告書をいう。）を提出するようしようようする。

第5 包括審査制

I 包括審査制の目的

同一当事者間で継続的に輸入される貨物について、輸入の都度、審査を繰り返して行うことを避けるとともに、個々の輸入の際の審査を簡略化することにより、輸入通関事務の重点的処理を促進することを目的とする。

II 包括審査等

1 対象

(1) 包括審査は、同一当事者間において同一性の確認が容易な貨物を継続的に輸入する場合で、輸入者等から申出があった輸入申告等（適宜、輸入者等を指導するものとし、申出は原則として口頭により行わせる。）について行うものとする。

(2) 包括審査の対象事項は、他法令の許可・承認等の要否、税番及び税率とする。

(3) 包括審査は、次のような貨物には適用しないものとする。

イ 輸入貿易管理令上の規制に該当するか否かにつき疑義のある貨物

ロ 申告価格について、輸入の都度、慎重な審査を要する貨物

ハ その他特に慎重な審査を行うことが必要なものとして税関長が指定した貨物

2 包括審査

(1) 包括審査の申出は、原則として当該審査に係る貨物を主として輸入申告等する税関官署において行わせるものとする。

なお、輸入者等が包括審査を申し出た税関以外の税関にも輸入申告等を行うことを予定している場合には、当該税関官署名も併せて

申し出させるものとし、必要に応じ、当該税関官署にも包括審査を行った旨を連絡する。

(2) 包括審査は、当該申出貨物の申告に係る審査（通常、重点又は簡易審査）の際に併せて行うものとするが、包括審査であることのみをもって、特に慎重な審査を行う必要はないので留意する。

(3) 包括審査を完了した場合には、「包括審査記録」（別紙様式1）に記録するとともに、申告書（許可書用。以下「輸入許可書」という。）の税関記入欄に「包括審査済（平成 年 月 日まで有効）」の押印又は記載を行う。

なお、包括審査済貨物の同一性の確認を容易にするため、貨物の特徴（構造、機能、用途等）の追加記載が必要な場合には、輸入者等から必要事項を補足記入した仕入書等の写しを提出させ、輸入許可書に添付し、審査印で割印する。

(4) 包括審査の申出に係る貨物について、税番、税率に関する疑義の解明等を事後審査に委ねることとなったため、当該輸入許可の段階において、いまだ包括審査が完了していない場合には、当該事後審査の終了後に輸入者等から当該貨物に係る輸入許可書の提出を求め、前記dに規定する処理を行う。

(5) 包括審査は、統括官等の決裁を経て完了するものとする。

3 有効期間

包括審査の有効期間は、原則として当該包括審査に係る輸入申告等の日から2年間とする。

4 包括審査済貨物の取扱い

前記2-(3)に規定する輸入許可書又はその写しが添付された輸入申告等については、当該貨物の同一性が確認可能で、かつ、有効期間内のものに限り、簡易審査の対象とする。ただし、貨物の同一性の確認のため、特に必要のある場合には、追加資料の提出を求め又は貨物確認を実施することとして差し支えない。

5 包括審査の取消し

包括審査済貨物について、当該審査が適正でなかった場合には、その旨を輸入者等に連絡するとともに、当該輸入許可書を提出させた上包括審査を取り消す旨の記入を行う。

なお、この場合にあつては必要に応じ関係税関に通報する。

第6 輸入商品実績カード

統括官等は、輸入申告等のあった貨物のうち新規に輸入された商品及びそれ以外のもので審査の参考となると認めるものについて、当該輸入申告等に係る申告書を配付する際に審査担当者に輸入商品実績カード（別紙様式2）への記入を指示する。

なお、前述以外のものであっても、審査の過程において輸入商品実績カードへの記入を行うことが必要と認めた場合には、当該審査担当者が記入する。

第7 生きている動物、生鮮貨物等の緊急通関への対応

生きている動物、腐敗しやすい物品その他税関が緊急を有すると認める貨物については、当該物品の性質その他の事情を勘案して取締り上支障がないと認められる場合には、前記第1のⅡに規定する受付管理事務及びⅢの1に規定する事前審査並びに前記第2に規定する貨物確認等を優先的に行うことなどにより、優先的な通関を行うものとする。

(内 側)

申告番号 申告年月日	銘柄・規格・荷姿等		建値・通貨	輸 入 者	備 考 (評価申告等)
			仕入書単価	輸出者・仕出国(地)	
船積年月日	運送別	取引数量	課 税 単 価	製造者・原産国(地)	
	海・空				
	海・空				
	海・空				
	海・空				

114

	海・空				
	海・空				
	海・空				
	海・空				
	海・空				

128

税番		統番		品名	
----	--	----	--	----	--